2　職業上の安全及び健康の促進のための保護及び防止に係る計画の実施については、権限のある機関、船舶所有者及び船員又はそれらを代表する者その他適当な団体が積極的な役割を果たすこと（説明会、作業場の潜在的に有害な環境上の要因その他の危険に対する最大限の曝露の水準に関する船舶内の指針、体系的な危険性の評価の作業の結果等の手段を通じて役割を果たすことを含む。）ができるように企画すべきである。特に、職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止のための全国的若しくは地域的な合同の委員会又は臨時の作業部会及び船舶内の委員会であって、関係する船舶所有者団体及び船員団体が代表を出すものを設置すべきである。

3　2の規定に基づく活動が会社で行われる場合には、船舶所有者である当該会社の船舶に設置される安全のための委員会に船員の代表者を参加させることを考慮すべきである。

B 4.3.8 指針　保護及び防止に係る計画の内容

1　B 4.3.7 指針2に規定する委員会その他の機関の任務に次のことを含めることについて考慮を払うべきである。

(a)　職業上の安全及び健康の管理のための制度並びに災害の防止に関する規定、規則及び手引書についての自国の指針及び政策を策定すること。

(b)　職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止のための訓練及び計画を企画すること。

(c)　職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止に関する広報（映画、ポスター、通知及び小冊子を含む。）を企画すること。

(d)　職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止に関する出版物及び情報を船舶内の船員に届くように配布すること。

2　職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止に関する措置又は推奨される慣行を起案するに当たっては、適当な国の当局若しくは機関又は国際機関が採択する関連する規定又は勧告を考慮すべきである。

3　加盟国は、職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止のための計画を作成するに当たり、国際労働機関が公表する船員の安全及び健康に関する実施基準に妥当な考慮を払うべきである。

B 4.3.9 指針　職業上の安全及び健康の保護並びに職業上の災害の防止に関する指導

1　A 4.3 基準1(a)に規定する訓練の課程は、定期的に検討し、船舶の種類、大きさ及び設備の推移並びに船舶における配乗の慣行、国籍、言語及び業務の配置の変化に照らして最新のものとすべきである。

2　職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止について継続的な広報が行われるべきである。当該広報は、次の形式をとることができる。

(a)　視聴覚教材（例えば、船員のための職業訓練センターにおいて使用され、及び可能な場合には船舶において上映される映画）

(b)　船舶におけるポスターの掲示

(c)　海上の業務に伴う危険並びに職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止に係る措置に関する記事を船員が読む定期刊行物に掲載すること。

(d)　種々の媒体を用いた特別な広報活動であって船員を指導するためのもの（安全な作業方法に関する広報活動を含む。）

3　2に規定する広報は、船舶内の船員の異なる国籍、言語及び文化を考慮したものとすべきである。

B 4.3.10 指針　年少の船員の安全及び健康に関する教育

1　安全及び健康に関する規則は、雇用前及び雇用中の健康診断並びに業務における災害の防止及び健康の保護に関する規定であって、船員の労働について適用される一般的なものに言及すべきである。当該規則は、職務を遂行中の年少の船員に生ずる職業上の危険を最小にする措置を明示すべきである。

2　年少の船員が権限のある機関により関連する技能について十分に能力を有すると認められる場合を除くほか、1に規定する規則は、特定の種類の作業であって、災害に係る特別な危険を与え、健康若しくは身体の発達に対する有害な影響に係る特別な危険を与え、又は一定の熟練、経験若しくは技能を要するものに関し、年少の船員が適当な監督及び指導なしに当該作業に従事することについての制限を明示すべきである。権限のある機関は、当該規則によって制限される作業の種類を決定するに当たり、特に次の作業について考慮することができる。

(a)　重い積荷又は物の持上げ、移動又は運搬

(b)　ボイラー、タンク及びコファダムへの立入り

(c)　有害な水準の騒音及び振動への曝露

(d)　ホイストその他の動力で動かす機械及び道具の操作又はそのような機器を操作する者に対する信号係としての行為

(e)　係留用若しくはえい航用の索又はびょう泊用の機器の操作

(f)　索具の操作

(g)　荒天時における高所の作業又は甲板上の作業

(h)　夜間の当直の任務

(i)　電気設備の保守

(j)　潜在的に有害な物質又は有害な物理的な因子（例えば、危険な又は毒性を有する物質及び電離放射線）への曝露

(k)　料理の提供に用いる機械の洗浄

(l)　端艇の操作又はその責任を引き受けること。

3　船舶における災害の防止及び年少の船員の健康の保護に関する情報について年少の船員の注意を喚起するため、権限のある機関によって又は適当な仕組みを通じて、実際的な措置がとられるべきである。そのような措置には、研修課程における適切な指導、年少者向けの災害の防止に関する公式の広報並びに年少の船員に対する職業上の指導及び監督を含めることができる。

4　陸上及び船舶における年少の船員の教育及び訓練には、アルコール及び薬物その他潜在的に有害な物質の濫用、ヒト免疫不全ウイルス及び後天性免疫不全症候群に関する危険及び懸念並びに健康に対する危険に関連する他の活動が年少の船員の健康及び福祉に及ぼす有害な影響に関する指導を含めるべきである。

B 4.3.11 指針　国際協力

1　加盟国は、適当な場合には政府間機関その他国際機関の援助を得て、相互に協力して、職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止を促進するための活動について最大限の統一性を実現するよう努めるべきである。

2　加盟国は、A 4.3 基準の規定に基づく職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止を促進するための計画を作成するに当たり、国際労働機関が公表する関連する実施基準及び国際機関の適当な基準に妥当な考慮を払うべきである。

3　加盟国は、職業上の安全及び健康の保護並びに職業上の災害の防止に関連する活動を継続的に促進する上で国際協力が必要であることを考慮すべきである。当該国際協力は、次の形式をとることができる。

(a)　職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止のための基準及び保障措置の統一を図るための二国間又は多数国間の取決め